

# 令和2年3月 定例教育委員会

日時 令和2年3月25日(水)13:30～

場所 鳥取市役所新本庁舎6階 第5会議室

## 次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課]

### 【審議案件】

- (1) 議案第4号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について [教育総務課] P.1
- (2) 議案第5号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について  
[学校教育課] P.5
- (3) 議案第6号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する  
規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.18
- (4) 議案第7号 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部  
改正について [生涯学習・スポーツ課] P.26
- (5) 議案第8号 公民館条例施行規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.29
- (6) 議案第9号 鳥取市立小学校・中学校及義務教育学校の教育職員の業務量等の  
管理に関する規則の制定について [学校教育課] P.43
- (7) 議案第10号 鳥取市教育委員会会議規則の一部改正について [教育総務課] P.45

### 【報告事項】

- (1) 2月定例市議会一般質問教育長・副教育長答弁要旨について [各課] 当日配布
- (2) 「鳥取市の学校給食の基本構想」の改訂(最終案)について [学校保健給食課] P.50
- (3) さじアストロパーク出前観察会の開催について [さじアストロパーク] P.51

### 【先回定例会の議事録】

### 【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について  
[4月] 令和2年4月24日(金)13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室  
[5月] 令和2年5月 日( )13:30～



① 行事報告（2月28日～3月25日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
2月	28	(金)		
	29	(土)	ステップアップ講座「読み聞かせ・子どもとともに楽しむには～どんな本を選ぶ？」	中央図書館
3月	1	(日)		
	2	(月)		
	3	(火)	第5回鳥取市学校給食検討委員会	市役所本庁舎
			流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館 ふれあいホール
	4	(水)		
	5	(木)		
	6	(金)	用瀬町成人学級 閉講式	用瀬町民会館
	7	(土)		
	8	(日)		
	9	(月)		
	10	(火)		
	11	(水)		
	12	(木)		
	13	(金)	第3回鳥取市図書館協議会	中央図書館
	14	(土)		
	15	(日)		
	16	(月)		
	17	(火)		
	18	(水)	第26回星景写真コンテスト入賞作品展（～6/14）	さじアストロパーク
	19	(木)		
	20	(金)		
	21	(土)		
	22	(日)		
	23	(月)		
24	(火)			
25	(水)	2月鳥取市議会定例会 閉会	議場	
		3月定例教育委員会	市役所本庁舎	
		NHK文化センター鳥取教室⑥「宇宙の広さを考える」（講師：さじアストロパーク）	NHK文化センター鳥取教室	

② 行事予定（3月25日～4月24日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
3月	26	(木)		
	27	(金)		
	28	(土)		
	29	(日)		
	30	(月)		
	31	(火)		
4月	1	(水)		
	2	(木)	アストロ出前観察会「月と金星を見よう」	鳥取市幸町棒鼻公園
	3	(金)		
	4	(土)		
	5	(日)		
	6	(月)		
	7	(火)	臨時閉館（中央図書館）	中央図書館
	8	(水)	臨時休館（～4/10（金） 中央図書館）※駅南庁舎改修工事のため	中央図書館
			アストロ出前観察会「スーパームーンを見よう」	鳥取市役所7階展望ロビー
	9	(木)		
	10	(金)	鳥取市教育行政懇談会	白兔会館
	11	(土)		
	12	(日)		
	13	(月)		
	14	(火)		
	15	(水)		
	16	(木)		
	17	(金)		
	18	(土)		
	19	(日)		
	20	(月)		
	21	(火)		
	22	(水)		
	23	(木)		
24	(金)	4月定例教育委員会	市役所本庁舎	

## 議案第4号

### 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

### 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会事務決裁規程（昭和47年鳥取市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項課長等共通専決事項(学校の長を除く。)に次の1号を加える。

(12) 所管施設の休館日及び開館時間の変更に関する事。

第7条第5項に次の1号を加える。

(5) サポートルームの運営管理に関する事。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

課長等共通専決事項について「所管施設の休館日及び開館時間の変更に関する事。」を追加するためである。

教育センター所長の専決事項に「サポートルームの運営管理に関する事」を追加するためである。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	教育総務課

## 議案第4号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

### 1 改正の目的

鳥取市教育委員会事務決裁規程に関する所要の整備を行うことを目的とします。

### 2 改正の内容

第7条第1項課長等共通専決事項（学校の長を除く。）に「所管施設の休館日及び開館時間の変更に関すること。」を加えます。

第7条第5項に「サポートルームの運営管理に関すること。」を加えます。

### 3 施行期日

この訓令は、令和2年4月1日から施行することとします。

鳥取市教育委員会事務決裁規程（昭和47年鳥取市教育委員会訓令第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務決裁規程</p> <p style="text-align: right;">昭和47年6月10日 鳥取市教育委員会訓令第7号</p> <p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（副教育長、事務局長、事務局課長及び教育機関等の長の専決事項）</p> <p>第7条 事務局の副教育長及び局長の専決事項並びに事務局の課長及び分室長、教育機関等館長及び所長並びに学校の長（以下「課長等」という。）の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> <p>副教育長及び事務局長専決事項</p> <p>(1) 次長（これに相当する職にある者を含む。）の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>(2) 課長（これに相当する職にある者を含む。）の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>課長等共通専決事項（学校の長を除く。）</p> <p>(1) 所属職員（以下「課員」という。）に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理</p> <p>(2) 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年鳥取市規則第15号）第14条の表第1号、第6号、第9号、第10号、第17号及び第18号に規定する事由に限る。）の承認</p> <p>(3) 軽易な申請・照会・回答・報告・通知及び常例的な届出</p> <p>(4) 主管課事項の証明</p> <p>(5) 国県支出金の請求</p>	<p>○鳥取市教育委員会事務決裁規程</p> <p style="text-align: right;">昭和47年6月10日 鳥取市教育委員会訓令第7号</p> <p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（副教育長、事務局長、事務局課長及び教育機関等の長の専決事項）</p> <p>第7条 事務局の副教育長及び局長の専決事項並びに事務局の課長及び分室長、教育機関等館長及び所長並びに学校の長（以下「課長等」という。）の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> <p>副教育長及び事務局長専決事項</p> <p>(1) 次長（これに相当する職にある者を含む。）の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>(2) 課長（これに相当する職にある者を含む。）の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>課長等共通専決事項（学校の長を除く。）</p> <p>(1) 所属職員（以下「課員」という。）に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理</p> <p>(2) 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年鳥取市規則第15号）第14条の表第1号、第6号、第9号、第10号、第17号及び第18号に規定する事由に限る。）の承認</p> <p>(3) 軽易な申請・照会・回答・報告・通知及び常例的な届出</p> <p>(4) 主管課事項の証明</p> <p>(5) 国県支出金の請求</p>

- (6) 返納金の戻入
- (7) 歳入金の調定及び収入命令
- (8) 使用中の物品保管
- (9) 過誤納金の還付命令
- (10) 時間外の勤務命令
- (11) 行政文書開示請求に関する決定(重要又は異例に属するものは除く。)

(12) 所管施設の休館日及び開館時間の変更に関する事

教育総務課長専決事項以下(略)

第2項から第4項まで(略)

5 教育センターの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。
- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 教育センターの使用の許可に関する事。
- (4) 教育資料及び学習用教材の貸出しに関する事。
- (5) サポートルームの運営管理に関する事。

第8条(略)

附 則(略)

- (6) 返納金の戻入
- (7) 歳入金の調定及び収入命令
- (8) 使用中の物品保管
- (9) 過誤納金の還付命令
- (10) 時間外の勤務命令
- (11) 行政文書開示請求に関する決定(重要又は異例に属するものは除く。)

教育総務課長専決事項以下(略)

第2項から第4項まで(略)

5 教育センターの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。
- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 教育センターの使用の許可に関する事。
- (4) 教育資料及び学習用教材の貸出しに関する事。

第8条(略)

附 則(略)

## 議案第5号

### 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

### 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条学校教育課の項中「生徒指導係」を「児童生徒支援係 特別支援教育係」に改める。

目次中「附属機関等」を「附属機関」に改める。

第6条学校教育課の項に次の1号を加える。

（17）児童生徒の支援に関すること。

第12条第2項中「及び特別支援教育係」を削る。

「第4章 附属機関等」を「第4章 附属機関」に改める。

第19条第1項中「附属機関等」を「附属機関」に改め、同項の表鳥取市スポーツ推進委員の項、鳥取市小、中、義務教育学校教科研究員の項、社会教育指導員の項及び少年補導員の項を削り、同表公民館運営委員会の項中「第6条」を「第4条」に改め、同条第2項中「附属機関等」を「附属機関」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局の組織機構の変更と、公民館条例施行規則の改正に伴い所要の整理をおこなうため。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	学校教育課 生涯学習・スポーツ課

## 議案第5号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

### 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則案要綱

#### 1 改正の目的

鳥取市教育委員会事務局等組織規則に関する所要の整備を行うことを目的とします。

#### 2 改正の内容

- ・第5条学校教育課の項中「生徒指導係」を「児童生徒支援係 特別支援教育係」に改めます。
- ・第6条学校教育課の項に「児童生徒の支援に関すること。」を加えます。
- ・第12条第2項「及び特別支援教育係」を削ります。
- ・第19条第1項の表「鳥取市スポーツ推進委員」の項、「鳥取市小、中、義務教育学校教科研究員」の項、「社会教育指導員」の項及び、「少年補導員」の項を削ります。
- ・第19条第1項の表「公民館運営委員会」の項中「第6条」を「第4条」に改めます。

#### 3 施行期日

この訓令は、令和2年4月1日から施行することとします。

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月29日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第2章 事務局</p> <p>第1節 課等及び内部組織の設置 （課等及び内部組織）</p> <p>第5条 事務局に、次の課、分室、係等を置く。</p> <p>教育総務課 校区審議室 総務係 学校施設係</p> <p>学校教育課 学務係 指導係 <b>児童生徒支援係 特別支援教育係</b></p> <p>学校保健給食課 学校保健・支援係 学校給食係 校務支援係</p> <p>文化財課 保存整備係 鳥取城整備推進係</p> <p>生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 スポーツ振興係 施設係</p> <p>国府町分室</p> <p>福部町分室</p> <p>河原町分室</p> <p>用瀬町分室</p>	<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月29日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第2章 事務局</p> <p>第1節 課等及び内部組織の設置 （課等及び内部組織）</p> <p>第5条 事務局に、次の課、分室、係等を置く。</p> <p>教育総務課 校区審議室 総務係 学校施設係</p> <p>学校教育課 学務係 指導係 <u>生徒指導係</u></p> <p>学校保健給食課 学校保健・支援係 学校給食係 校務支援係</p> <p>文化財課 保存整備係 鳥取城整備推進係</p> <p>生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 スポーツ振興係 施設係</p> <p>国府町分室</p> <p>福部町分室</p> <p>河原町分室</p> <p>用瀬町分室</p>

佐治町分室

気高町分室

鹿野町分室

青谷町分室

(本条…一部改正〔平成17年教委規則12号・18年15号・24号・19年11号・20年2号・21年1号〕、見出…全部改正〔平成25年教委規則13号〕、本条…一部改正〔平成26年教委規則1号・27年9号・28年5号・30年4号〕)

## 第2節 分掌事務

(各課の分掌事務)

第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 例規等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 教育委員会関係市費職員の人事及び給与に関する事。
- (4) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (7) 教育の調査及び統計に関する事。
- (8) 予算及び経理の総括に関する事。

佐治町分室

気高町分室

鹿野町分室

青谷町分室

(本条…一部改正〔平成17年教委規則12号・18年15号・24号・19年11号・20年2号・21年1号〕、見出…全部改正〔平成25年教委規則13号〕、本条…一部改正〔平成26年教委規則1号・27年9号・28年5号・30年4号〕)

## 第2節 分掌事務

(各課の分掌事務)

第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 例規等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 教育委員会関係市費職員の人事及び給与に関する事。
- (4) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (7) 教育の調査及び統計に関する事。
- (8) 予算及び経理の総括に関する事。

- (9) 教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること。
- (10) 学校施設の建築計画及び営繕整備並びに管理に関すること。
- (11) 学校施設の使用許可に関すること。
- (12) 事務局内の連絡調整に関すること。

#### 学校教育課

- (1) 園児の就園並びに児童、生徒の就学及び奨学に関すること。
- (2) 通学区域に関すること。
- (3) 教職員、園児及び、児童及び生徒の福利厚生に関すること。
- (4) 教科書の無償給付に関すること。
- (5) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (6) 教職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、服務等に関すること。
- (7) 県費負担教職員の任免等の内申及び服務に関すること。
- (8) 教育改革推進に関すること。
- (9) 教職員の研修に関すること。
- (10) 教科書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (11) 教科内容及びその取扱いに関すること。
- (12) 学校の組織編成、教育課程、学校指導及び職業指導に関すること。
- (13) 放課後児童対策に関すること。

- (9) 教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること。
- (10) 学校施設の建築計画及び営繕整備並びに管理に関すること。
- (11) 学校施設の使用許可に関すること。
- (12) 事務局内の連絡調整に関すること。

#### 学校教育課

- (1) 園児の就園並びに児童、生徒の就学及び奨学に関すること。
- (2) 通学区域に関すること。
- (3) 教職員、園児及び、児童及び生徒の福利厚生に関すること。
- (4) 教科書の無償給付に関すること。
- (5) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (6) 教職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、服務等に関すること。
- (7) 県費負担教職員の任免等の内申及び服務に関すること。
- (8) 教育改革推進に関すること。
- (9) 教職員の研修に関すること。
- (10) 教科書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (11) 教科内容及びその取扱いに関すること。
- (12) 学校の組織編成、教育課程、学校指導及び職業指導に関すること。
- (13) 放課後児童対策に関すること。

- (14) 教育センターに関する事。
- (15) 人権教育の企画調整に関する事。
- (16) 人権教育の推進及び指導に関する事。

**(17) 児童生徒の支援に関する事。**

学校保健給食課

- (1) 園児、児童及び生徒に対する援助費に関する事。
- (2) 園児、児童及び生徒の保健及び安全に関する事。
- (3) 学校の環境及び衛生に関する事。
- (4) 学校医、学校歯科医等に関する事。
- (5) 学校給食に関する事。
- (6) 準要保護児童及び生徒に対する学校給食援助に関する事。
- (7) 学校給食センターに関する事。
- (8) 学校徴収金会計業務に関する事。

文化財課

- (1) 文化財の保護、調査及び指導に関する事。
- (2) 埋蔵文化財調査センターに関する事。
- (3) 仁風閣、宝扇庵、歴史民俗資料館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関する事。

生涯学習・スポーツ課

- (1) 社会教育の企画指導に関する事。

- (14) 教育センターに関する事。
- (15) 人権教育の企画調整に関する事。
- (16) 人権教育の推進及び指導に関する事。

学校保健給食課

- (1) 園児、児童及び生徒に対する援助費に関する事。
- (2) 園児、児童及び生徒の保健及び安全に関する事。
- (3) 学校の環境及び衛生に関する事。
- (4) 学校医、学校歯科医等に関する事。
- (5) 学校給食に関する事。
- (6) 準要保護児童及び生徒に対する学校給食援助に関する事。
- (7) 学校給食センターに関する事。
- (8) 学校徴収金会計業務に関する事。

文化財課

- (1) 文化財の保護、調査及び指導に関する事。
- (2) 埋蔵文化財調査センターに関する事。
- (3) 仁風閣、宝扇庵、歴史民俗資料館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関する事。

生涯学習・スポーツ課

- (1) 社会教育の企画指導に関する事。

- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 青少年の教育の振興に関すること。
- (4) 青少年の団体の育成に関すること。
- (5) 生涯学習センターに関すること。
- (6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、勤労青少年ホーム、サイクリングターミナル砂丘の家、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関すること。
- (7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関すること。
- (8) 体育団体の育成指導に関すること。
- (9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関すること。
- (10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。
- (11) 体育館、プール、テニス場、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関すること。

（本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年15号・21号・19年11号・15号・20年2号・21年1号・2

- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 青少年の教育の振興に関すること。
- (4) 青少年の団体の育成に関すること。
- (5) 生涯学習センターに関すること。
- (6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、勤労青少年ホーム、サイクリングターミナル砂丘の家、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関すること。
- (7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関すること。
- (8) 体育団体の育成指導に関すること。
- (9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関すること。
- (10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。
- (11) 体育館、プール、テニス場、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関すること。

（本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年15号・21号・19年11号・15号・20年2号・21年1号・2

2年8号・23年1号・27年9号・29年7号・30年4号]

第7条から第11条まで（略）

### 第3章 教育機関等

#### 第1節 教育機関等の区分

（教育機関等の区分）

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

- (1) 鳥取市立学校
- (2) 鳥取市立公民館
- (3) 鳥取市こども科学館
- (4) 鳥取市視聴覚ライブラリー
- (5) 鳥取市立学校給食センター
- (6) 鳥取市歴史博物館
- (7) 鳥取市立図書館
- (8) 鳥取市生涯学習センター
- (9) 鳥取市教育センター

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター

2年8号・23年1号・27年9号・29年7号・30年4号]

第7条から第11条まで（略）

### 第3章 教育機関等

#### 第1節 教育機関等の区分

（教育機関等の区分）

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

- (1) 鳥取市立学校
- (2) 鳥取市立公民館
- (3) 鳥取市こども科学館
- (4) 鳥取市視聴覚ライブラリー
- (5) 鳥取市立学校給食センター
- (6) 鳥取市歴史博物館
- (7) 鳥取市立図書館
- (8) 鳥取市生涯学習センター
- (9) 鳥取市教育センター

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター

- (2) 鳥取市勤労青少年ホーム
- (3) 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家
- (4) 鳥取市農村環境改善センター
- (5) 仁風閣及び宝扇庵
- (6) 鳥取市歴史民俗資料館
- (7) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館
- (8) 鳥取市あおや郷土館
- (9) 鳥取市因幡万葉歴史館
- (10) 鳥取市東部研修センター面影会館
- (11) 鳥取市コミュニティ施設
- (12) 鳥取市気高町ロッジ緑の郷
- (13) 鳥取市国府町土地区画整理記念館
- (14) 鳥取市用瀬町青年会館
- (15) 鳥取市佐治町会館
- (16) 鳥取市さじアストロパーク
- (17) 鳥取市さじコスモスの館
- (18) 鳥取市佐治町地域活性化センター
- (19) 鳥取市体育館
- (20) 鳥取市プール
- (21) 鳥取市テニス場

- (2) 鳥取市勤労青少年ホーム
- (3) 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家
- (4) 鳥取市農村環境改善センター
- (5) 仁風閣及び宝扇庵
- (6) 鳥取市歴史民俗資料館
- (7) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館
- (8) 鳥取市あおや郷土館
- (9) 鳥取市因幡万葉歴史館
- (10) 鳥取市東部研修センター面影会館
- (11) 鳥取市コミュニティ施設
- (12) 鳥取市気高町ロッジ緑の郷
- (13) 鳥取市国府町土地区画整理記念館
- (14) 鳥取市用瀬町青年会館
- (15) 鳥取市佐治町会館
- (16) 鳥取市さじアストロパーク
- (17) 鳥取市さじコスモスの館
- (18) 鳥取市佐治町地域活性化センター
- (19) 鳥取市体育館
- (20) 鳥取市プール
- (21) 鳥取市テニス場

- (22) 鳥取市海洋センター
- (23) 鳥取市営サッカー場
- (24) 鳥取市若葉台スポーツセンター
- (25) 鳥取市武道館
- (26) 鳥取市多目的スポーツ広場
- (27) 鳥取市多目的運動広場
- (28) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター
- (29) 鳥取市文化ホール

2 教育センターに内部組織として研修企画係及び特別支援教育係を置く。

(本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年21号・19年11号・15号〕、2項…追加〔平成20年教委規則2号〕、1項…一部改正〔平成26年教委規則1号〕、2項…一部改正〔平成28年教委規則5号〕、1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕)

第13条から第18条まで(略)

#### 第4章 附属機関等

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第19条 教育委員会の所管に関する附属機関等は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲

- (22) 鳥取市海洋センター
- (23) 鳥取市営サッカー場
- (24) 鳥取市若葉台スポーツセンター
- (25) 鳥取市武道館
- (26) 鳥取市多目的スポーツ広場
- (27) 鳥取市多目的運動広場
- (28) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター
- (29) 鳥取市文化ホール

2 教育センターに内部組織として研修企画係及び特別支援教育係を置く。

(本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年21号・19年11号・15号〕、2項…追加〔平成20年教委規則2号〕、1項…一部改正〔平成26年教委規則1号〕、2項…一部改正〔平成28年教委規則5号〕、1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕)

第13条から第18条まで(略)

#### 第4章 附属機関等

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第19条 教育委員会の所管に関する附属機関等は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲

げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取市社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案及び研究調査並びに意見を述べる事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市公民館運営審議会	社会教育法第29条第2項の規定による公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議に関する事務	中央公民館
鳥取市文化財審議会	鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)第16条の規定による市指定文化財保護についての審議に関する事務	文化財課
鳥取市少年愛護センター運営委員会	鳥取市少年愛護センター条例(平成3年鳥取市条例第3号)第4条の規定によるセンターに関する重要事項の審議に関する事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市校区審議会	鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥取市条例第40号)第1条の規定による小学校、中学校及び義務教育学校の校区に関する調査・審議に関する事務	教育総務課
鳥取市教育支援委員	特別支援学級に入級する児童の適正	学校教育課

げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取市社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条の規定による社会教育に関する諸計画の立案及び研究調査並びに意見を述べる事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市公民館運営審議会	社会教育法第29条第2項の規定による公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議に関する事務	中央公民館
鳥取市文化財審議会	鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)第16条の規定による市指定文化財保護についての審議に関する事務	文化財課
鳥取市少年愛護センター運営委員会	鳥取市少年愛護センター条例(平成3年鳥取市条例第3号)第4条の規定によるセンターに関する重要事項の審議に関する事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市校区審議会	鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥取市条例第40号)第1条の規定による小学校、中学校及び義務教育学校の校区に関する調査・審議に関する事務	教育総務課
鳥取市教育支援委員	特別支援学級に入級する児童の適正	学校教育課

会	な判定及び就学指導に関する事務		会	な判定及び就学指導に関する事務	
鳥取市立学校給食センター運営委員会	鳥取市立学校給食センター設置条例 施行規則(昭和41年鳥取市教育委員会規則第1号)第5条の規定による給食センターの運営に関する審議及び学校給食に関する重要事項に関する協議決定に関する事務	学校保健給食課	鳥取市立学校給食センター運営委員会	鳥取市立学校給食センター設置条例 施行規則(昭和41年鳥取市教育委員会規則第1号)第5条の規定による給食センターの運営に関する審議及び学校給食に関する重要事項に関する協議決定に関する事務	学校保健給食課
鳥取市図書館協議会	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第143号)第7条の規定による鳥取市立図書館の運営に関する基本事項についての調査及び審議に関する事務	中央図書館	鳥取市図書館協議会	鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第143号)第7条の規定による鳥取市立図書館の運営に関する基本事項についての調査及び審議に関する事務	中央図書館
鳥取市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関する建議に関する事務	生涯学習・スポーツ課	鳥取市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関する建議に関する事務	生涯学習・スポーツ課
鳥取市スポーツ推進委員	<del>スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言に関する事務</del>	生涯学習・スポーツ課	鳥取市スポーツ推進委員	<del>スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言に関する事務</del>	生涯学習・スポーツ課
鳥取市小、中、義務教育学校教科研究員	<del>小、中、義務教育学校の教科等の内容及びその取扱いなどの専門的な調査、研究及び助言に関する事務</del>	学校教育課	鳥取市小、中、義務教育学校教科研究員	<del>小、中、義務教育学校の教科等の内容及びその取扱いなどの専門的な調査、研究及び助言に関する事務</del>	学校教育課

鳥取市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により設けられた鳥取市青少年問題協議会に関する事務	生涯学習・スポーツ課	鳥取市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により設けられた鳥取市青少年問題協議会に関する事務	生涯学習・スポーツ課
社会教育指導員	鳥取市社会教育指導員に関する規則(昭和48年鳥取市教育委員会規則第11号)第3条に規定する社会教育の特定分野についての直接指導・学習相談又は社会教育関係団体の育成に関する事務	生涯学習・スポーツ課	社会教育指導員	鳥取市社会教育指導員に関する規則(昭和48年鳥取市教育委員会規則第11号)第3条に規定する社会教育の特定分野についての直接指導・学習相談又は社会教育関係団体の育成に関する事務	生涯学習・スポーツ課
少年補導員	鳥取市少年愛護センター条例施行規則(平成3年鳥取市教育委員会規則第3号)第3条に規定する青少年の街頭補導に関する事務	生涯学習・スポーツ課	少年補導員	鳥取市少年愛護センター条例施行規則(平成3年鳥取市教育委員会規則第3号)第3条に規定する青少年の街頭補導に関する事務	生涯学習・スポーツ課
公民館運営委員会	鳥取市公民館条例施行規則第6.4条に規定する公民館事業の運営に関する事務	地区公民館	公民館運営委員会	鳥取市公民館条例施行規則第6条に規定する公民館事業の運営に関する事務	地区公民館
<p>2 前項の附属機関等の組織、運営等に関し、必要な事項は、関係法律及び条例並びにこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。2 (略)</p> <p>第20条以下 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>			<p>2 前項の附属機関等の組織、運営等に関し、必要な事項は、関係法律及び条例並びにこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。2 (略)</p> <p>第20条以下 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>		

## 議案第 6 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和 5 1 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号の表開放する施設の欄校庭の部夜間照明を有するものの款中「美和小学校」を「江山学園」に改め、「、神戸小学校」を削り、同部夜間照明を有しないものの款江山中学校の項を削り、同欄体育館の部中「神戸小学校、美和小学校」を「江山学園」に改め、江山中学校の款を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

## 議案第6号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正の目的

美和小学校、神戸小学校及び江山中学校が江山学園へ統合されることに伴う所要の整理を目的とします。

### 2 改正の内容

スポーツ開放の施設から美和小学校、神戸小学校及び江山中学校を削り、江山学園を加えます。(別表第1関係)

### 3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとします。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後				改正前			
○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則				○鳥取市立小学校及び中学校_____の施設の開放に関する規則			
昭和51年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号				昭和51年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号			
第1条～第9条（略）				第1条～第9条（略）			
附 則				附 則			
（略）				（略）			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
鳥取区域（平成16年10月31日における鳥取市の区域をいう。）				鳥取区域（平成16年10月31日における鳥取市の区域をいう。）			
（1） 遊び場開放				（1） 遊び場開放			
開放する施設	開放する日	開放する時間		開放する施設	開放する日	開放する時間	
		4月から10月 まで	11月から翌年 3月まで			4月から10月 まで	11月から翌年 3月まで
小学校の校庭	鳥取市立小学校、中	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで	小学校の校庭	鳥取市立小学校及び	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで
	学校及び義務教育学				中学校管理規則		
	校管理規則（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」とい				_____（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」とい		

	う。)第7条第1項及び第2項に規定する休業日(以下「休業日」という。)	
小学校の体育館	休業日	午前9時から午後5時まで
小学校の水泳プール	管理規則第7条第1項第4号に規定する夏季休業日(以下「夏季休業日」という。)	午前9時から午後5時まで

(2) スポーツ開放

開放する施設			開放する日	期間	開放する時間
校庭	夜間照明を有するもの	修立小学校、富桑小学校、稲葉山小学校、城北小学校、美保小学校、 <u>江山学園</u> 、世紀小学校、湖山小学校、津ノ井小学校、岩倉小学	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで
		上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時まで	

	う。)第7条第1項及び第2項に規定する休業日(以下「休業日」という。)	
小学校の体育館	休業日	午前9時から午後5時まで
小学校の水泳プール	管理規則第7条第1項第4号に規定する夏季休業日(以下「夏季休業日」という。)	午前9時から午後5時まで

(2) スポーツ開放

開放する施設			開放する日	期間	開放する時間
校庭	夜間照明を有するもの	修立小学校、富桑小学校、稲葉山小学校、城北小学校、美保小学校、 <u>美和小学</u> 、世紀小学校、湖山小学校、津ノ井小学校、岩倉小	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで
		上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時まで	

	校、美保南小学校、湖山西小学校、中ノ郷小学校			
	醇風小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時30分まで
		上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時30分まで
	久松小学校、遷喬小学校、日進小学校、	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
	明德小学校、倉田小学校、面影小学校、 <u>湖南学園</u> 、浜坂小学校、若葉台小学校	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
夜間照明を有しないもの	賀露小学校、大正小学校、明治小学校、	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで

	学校、美保南小学校、湖山西小学校、中ノ郷小学校			
	醇風小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時30分まで
		上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時30分まで
	久松小学校、遷喬小学校、日進小学校、	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
	明德小学校、倉田小学校、面影小学校、 <u>神戸小学校</u> 、 <u>湖南学園小学</u> 校、浜坂小学校、若葉台小学校	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
夜間照明を有しないもの	賀露小学校、大正小学校、	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時



明德小学校、倉田小学校、大正小学校、米里小学校、浜坂小学校、中ノ郷小学校、若葉台小学校	上記以外の日	4月から翌年3月まで	まで 午後5時から午後10時まで
岩倉小学校、湖山西小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
遷喬小学校、美保小学校、面影小学校、 <u>江山学園</u> 、東郷小学校、明治小学校、 <u>湖南学園</u> 、末恒小学校、美保南小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで

	日	年3月まで	ら午後9時30分まで
久松小学校、修立小学校、稲葉山小学校、賀露小学校、明德小学校、倉田小学校、大正小学校、米里小学校、浜坂小学校、中ノ郷小学校、若葉台小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
岩倉小学校、湖山西小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
遷喬小学校、美保小学校、面影小学校、 <u>神戸小学校</u> 、 <u>美和小学校</u> 、東郷小学校、明治小学校、 <u>湖南学園小学校</u> 、末恒小学校、美保南小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
<u>江山中学校</u>	休業日	4月から翌年3月まで	午前8時から午後10時まで

別表第2～別表第9 (略)			上記以外の	4月から翌	午後5時か
			日	年3月まで	ら午後10
					時まで
別表第2～別表第9 (略)		別表第2～別表第9 (略)			

## 議案第7号

### 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年鳥取市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3附属設備の部ピアノの項中「スタンド」を「グランド（ヤマハC2X）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第7号 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

指定管理施設間での備品の交換に伴い、鳥取市文化センターの附属設備について所要の改正を行うことを目的とするものです。

2 改正の内容

附属設備のピアノの項の備考を改めることとします。(別表第3関係)

区分	単位	備考	
		新	旧
ピアノ	1台	グランド(ヤマハC2X)	スタンド

3 施行期日

この規則は、令和2年3月25日から施行することとします。

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正後				改正前					
第1条～第8条、別表第1、別表第2、附則 (略)				第1条～第8条、別表第1、別表第2、附則 (略)					
別表第3 (第3条関係)				別表第3 (第3条関係)					
区分		単位	金額	備考	区分		単位	金額	備考
附属設備	ピアノ	1台	1,100円	グランド(ヤマハC2X)、調律別	附属設備	ピアノ	1台	1,100円	スタンド、調律別

## 議案第 8 号

### 鳥取市公民館条例施行規則の一部改正について

鳥取市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

### 鳥取市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市公民館条例施行規則（昭和 4 5 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

様式第 2 号中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市公民館条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

## 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の改正を行うため。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第8号 鳥取市公民館条例施行規則の一部改正について

鳥取市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うことを目的とするものです。

2 改正の内容

- (1) 館長の任期等に関する部分を削除することとします。(第4条関係)
- (2) その他所要の整理をすることとします。

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和2年4月1日から施行することとします。
- (2) 所要の経過措置を規定します。

鳥取市公民館条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市公民館条例施行規則</p> <p>昭和45年4月1日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和48年7月10日教委規則第9号 昭和50年5月7日教委規則第4号 昭和56年4月1日教委規則第4号 昭和57年12月15日教委規則第13号 昭和59年12月25日教委規則第9号 昭和60年3月29日教委規則第4号 昭和62年12月11日教委規則第14号 平成元年2月21日教委規則第1号 平成4年3月27日教委規則第1号 平成5年3月30日教委規則第3号 平成5年3月30日教委規則第6号 平成7年3月31日教委規則第5号 平成9年3月28日教委規則第5号 平成12年3月24日教委規則第5号 平成16年3月25日教委規則第2号</p>	<p>○鳥取市公民館条例施行規則</p> <p>昭和45年4月1日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和48年7月10日教委規則第9号 昭和50年5月7日教委規則第4号 昭和56年4月1日教委規則第4号 昭和57年12月15日教委規則第13号 昭和59年12月25日教委規則第9号 昭和60年3月29日教委規則第4号 昭和62年12月11日教委規則第14号 平成元年2月21日教委規則第1号 平成4年3月27日教委規則第1号 平成5年3月30日教委規則第3号 平成5年3月30日教委規則第6号 平成7年3月31日教委規則第5号 平成9年3月28日教委規則第5号 平成12年3月24日教委規則第5号 平成16年3月25日教委規則第2号</p>

平成16年10月29日教委規則第35号  
 平成18年3月31日教委規則第10号  
 平成19年3月30日教委規則第5号  
 平成28年3月2日教委規則第2号  
 平成31年3月29日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（本条…一部改正〔平成9年教委規則5号〕）

(休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）及び鳥取市立地区公民館（以下「地区公民館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで

（本条…追加〔平成16年教委規則35号〕、本条…一部改正〔平成28年教委規則2号〕）

(館長等の職務)

平成16年10月29日教委規則第35号  
 平成18年3月31日教委規則第10号  
 平成19年3月30日教委規則第5号  
 平成28年3月2日教委規則第2号  
 平成31年3月29日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（本条…一部改正〔平成9年教委規則5号〕）

(休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）及び鳥取市立地区公民館（以下「地区公民館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで

（本条…追加〔平成16年教委規則35号〕、本条…一部改正〔平成28年教委規則2号〕）

(館長等の職務)

第3条 中央公民館長は、教育長の命を受けて地区公民館を総括し、中央公民館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 地区公民館長は、教育長の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(1項…一部改正・2項…追加・旧2項…3項に繰下・旧2条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、1項…一部改正・2項…削除・旧3項…2項に繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(館長の任期等)

~~第4条 条例第4条に規定する職員のうち非常勤の館長の任期は、2年とする。ただし、教育委員会は、特別の事情がある場合には、その任期を減じて任命することができる。~~

~~2 前項の館長は、再任されることができる。~~

~~3 教育委員会は、非常勤の館長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は職務上の義務違反その他館長たるにふさわしくない行為があると認められる場合は、任期中においても館長を解任することができる。~~

~~(本条…全部改正〔平成16年教委規則2号〕、1項…一部改正・旧3条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、見出…全部改正・1項…一部改正・3項…追加〔平成28年教委規則2号〕)~~

(運営委員会)

~~第5.4条 公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。~~

第3条 中央公民館長は、教育長の命を受けて地区公民館を総括し、中央公民館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 地区公民館長は、教育長の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(1項…一部改正・2項…追加・旧2項…3項に繰下・旧2条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、1項…一部改正・2項…削除・旧3項…2項に繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(館長の任期等)

第4条 条例第4条に規定する職員のうち非常勤の館長の任期は、2年とする。ただし、教育委員会は、特別の事情がある場合には、その任期を減じて任命することができる。

2 前項の館長は、再任されることができる。

3 教育委員会は、非常勤の館長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は職務上の義務違反その他館長たるにふさわしくない行為があると認められる場合は、任期中においても館長を解任することができる。

(本条…全部改正〔平成16年教委規則2号〕、1項…一部改正・旧3条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、見出…全部改正・1項…一部改正・3項…追加〔平成28年教委規則2号〕)

(運営委員会)

第5条 公民館事業の円滑な運営を図るため、地区公民館に運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の委員の定数は、原則として20人以内とし、館長がこれを委嘱する。

3 館長が認める場合は、対象地区における公民館事業に対し、地域住民の意向を適切に反映することのできる組織をもって第1項の運営委員会に充てることができる。

(1項…一部改正〔平成4年教委規則1号〕、旧6条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、1・2項…一部改正・旧4条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、旧6条…繰上〔平成28年教委規則2号〕、3項…追加〔平成31年教委規則1号〕)

(分館の設置)

第6-5条 公民館の業務の一部を分掌させるため次の表の左欄に掲げる公民館に当該右欄に掲げる分館を置く。

公民館の名称	分館	
	名称	位置
湖南地区公民館	大郷会館	金沢

(本条…追加〔昭和56年教委規則4号〕、一部改正〔昭和57年教委規則13号・59年9号・60年4号・62年14号・平成4年1号・5年6号・7年5号〕、旧7条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、旧5条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、旧7条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(業務分掌)

第7-6条 公民館の業務分掌は、次のとおりとする。

2 前項の運営委員会の委員の定数は、原則として20人以内とし、館長がこれを委嘱する。

3 館長が認める場合は、対象地区における公民館事業に対し、地域住民の意向を適切に反映することのできる組織をもって第1項の運営委員会に充てることができる。

(1項…一部改正〔平成4年教委規則1号〕、旧6条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、1・2項…一部改正・旧4条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、旧6条…繰上〔平成28年教委規則2号〕、3項…追加〔平成31年教委規則1号〕)

(分館の設置)

第6条 公民館の業務の一部を分掌させるため次の表の左欄に掲げる公民館に当該右欄に掲げる分館を置く。

公民館の名称	分館	
	名称	位置
湖南地区公民館	大郷会館	金沢

(本条…追加〔昭和56年教委規則4号〕、一部改正〔昭和57年教委規則13号・59年9号・60年4号・62年14号・平成4年1号・5年6号・7年5号〕、旧7条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、旧5条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、旧7条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(業務分掌)

第7条 公民館の業務分掌は、次のとおりとする。

中央公民館

- (1) 公民館運営審議会に関すること。
- (2) 全市域にわたる事業及び各公民館の連絡調整に関すること。
- (3) 社会教育関係団体に関すること。
- (4) 公民館の庶務に関すること。
- (5) その他公民館に関すること。

地区公民館

- (1) 対象地区の社会教育、文化及び社会体育行事等の実施並びに奨励に関すること。
- (2) 対象地区の社会教育のための各種学級、講座の開設及び運営に関すること。
- (3) 対象地区の社会教育関係団体の育成に関すること。
- (4) 町内又は部落公民館活動の奨励援助に関すること。
- (5) その他公民館に関すること。

(旧7条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、一部改正〔平成4年教委規則1号〕、旧8条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧6条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、本条…一部改正・旧8条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(使用の申込み)

第8条 条例第5条の規定により公民館を使用しようとする者は、公民館使用申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない

中央公民館

- (1) 公民館運営審議会に関すること。
- (2) 全市域にわたる事業及び各公民館の連絡調整に関すること。
- (3) 社会教育関係団体に関すること。
- (4) 公民館の庶務に関すること。
- (5) その他公民館に関すること。

地区公民館

- (1) 対象地区の社会教育、文化及び社会体育行事等の実施並びに奨励に関すること。
- (2) 対象地区の社会教育のための各種学級、講座の開設及び運営に関すること。
- (3) 対象地区の社会教育関係団体の育成に関すること。
- (4) 町内又は部落公民館活動の奨励援助に関すること。
- (5) その他公民館に関すること。

(旧7条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、一部改正〔平成4年教委規則1号〕、旧8条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧6条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、本条…一部改正・旧8条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(使用の申込み)

第8条 条例第5条の規定により公民館を使用しようとする者は、公民館使用申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

い。この場合において、教育委員会は、必要と認める書類を添付させることができる。

- 2 前項に規定する申込みは、使用日の12か月前から受け付けるものとする。

(旧8条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、全部改正〔平成9年教委規則5号〕、見出・本条…一部改正・旧9条繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正〔平成16年教委規則2号〕、見出・本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、2項…追加〔平成18年教委規則10号〕、1項…一部改正・旧9条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(使用許可書の交付)

第9条 教育委員会は、前条の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、公民館使用許可書(様式第2号)を交付する。

(旧9条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、一部改正〔平成9年教委規則5号〕、旧10条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧8条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、本条…一部改正〔平成18年教委規則10号〕、旧10条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(使用時間)

第10条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備、練習、原状回復等に要する時間を含むものとする。

- 2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を

この場合において、教育委員会は、必要と認める書類を添付させることができる。

- 2 前項に規定する申込みは、使用日の12か月前から受け付けるものとする。

(旧8条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、全部改正〔平成9年教委規則5号〕、見出・本条…一部改正・旧9条繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正〔平成16年教委規則2号〕、見出・本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、2項…追加〔平成18年教委規則10号〕、1項…一部改正・旧9条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(使用許可書の交付)

第9条 教育委員会は、前条の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、公民館使用許可書(様式第2号)を交付する。

(旧9条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、一部改正〔平成9年教委規則5号〕、旧10条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧8条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、本条…一部改正〔平成18年教委規則10号〕、旧10条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(使用時間)

第10条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備、練習、原状回復等に要する時間を含むものとする。

- 2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を

延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料が納付されたときは、この限りでない。

(本条…追加〔平成18年教委規則10号〕、旧11条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

(旧12条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、旧13条…繰上〔平成9年教委規則5号〕、旧11条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧9条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、旧12条…繰下〔平成18年教委規則10号〕、旧15条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の任期は、昭和45年4月1日から適用する。

(昭和48年教委規則第9号、昭和50年教委規則第4号の改正附則省略)

附 則 (昭和56年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月15日教委規則第13号)

延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料が納付されたときは、この限りでない。

(本条…追加〔平成18年教委規則10号〕、旧11条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

(旧12条…繰下〔昭和56年教委規則4号〕、旧13条…繰上〔平成9年教委規則5号〕、旧11条…繰上〔平成12年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧9条…繰下〔平成16年教委規則35号〕、旧12条…繰下〔平成18年教委規則10号〕、旧15条…繰上〔平成28年教委規則2号〕)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の任期は、昭和45年4月1日から適用する。

(昭和48年教委規則第9号、昭和50年教委規則第4号の改正附則省略)

附 則 (昭和56年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月15日教委規則第13号)

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日教委規則第4号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月11日教委規則第14号）

この規則は、昭和63年1月20日から施行する。

附 則（平成元年2月21日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の教育委員会規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成5年3月30日教委規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日教委規則第5号）

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日教委規則第4号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月11日教委規則第14号）

この規則は、昭和63年1月20日から施行する。

附 則（平成元年2月21日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の教育委員会規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成5年3月30日教委規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日教委規則第5号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市公民館条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（平成16年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日教委規則第35号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に国府町中央公民館に関する規則（昭和60年国府町教育委員会規則第1号）、国府町地区公民館の設置及び管理運営に関する規則（昭和62年国府町教育委員会規則第2号）、福部村公民館規則（昭和48年福部村教育委員会規則第1号）、河原町公民館運営規則（昭和53年河原町教育委員会規則第1号）、用瀬町中

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日教委規則第5号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市公民館条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（平成16年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日教委規則第35号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に国府町中央公民館に関する規則（昭和60年国府町教育委員会規則第1号）、国府町地区公民館の設置及び管理運営に関する規則（昭和62年国府町教育委員会規則第2号）、福部村公民館規則（昭和48年福部村教育委員会規則第1号）、河原町公民館運営規則（昭和53年河原町教育委員会規則第1号）、用瀬町中

中央公民館の管理及び運営に関する規則（平成6年用瀬町教育委員会規則第6号）、佐治村公民館図書室管理運営規則（昭和46年佐治村教育委員会規則第3号）、佐治村中央公民館運営規則（昭和59年佐治村教育委員会規則第3号）、気高町中央公民館の管理運営に関する規則（昭和49年気高町教育委員会規則第2号）、鹿野町公民館の管理運営に関する規則（昭和61年鹿野町教育委員会規則第2号）又は青谷町公民館の管理及び運営に関する規則（昭和49年青谷町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市公民館条例施行規則の規定により作成され、使用されている図書館貸出カードについては、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成28年3月2日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第1号）

中央公民館の管理及び運営に関する規則（平成6年用瀬町教育委員会規則第6号）、佐治村公民館図書室管理運営規則（昭和46年佐治村教育委員会規則第3号）、佐治村中央公民館運営規則（昭和59年佐治村教育委員会規則第3号）、気高町中央公民館の管理運営に関する規則（昭和49年気高町教育委員会規則第2号）、鹿野町公民館の管理運営に関する規則（昭和61年鹿野町教育委員会規則第2号）又は青谷町公民館の管理及び運営に関する規則（昭和49年青谷町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市公民館条例施行規則の規定により作成され、使用されている図書館貸出カードについては、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成28年3月2日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第87条関係）

（略）

様式第2号（第98条関係）

（略）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

（略）

様式第2号（第9条関係）

（略）

## 議案第9号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則を次のように制定する。

令和2年3月25日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

### 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量等の管理 に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な措置について定めるものとする。

(在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限)

第2条 教育委員会は、小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日）が指定され

た日を除く。) 以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。) を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見されない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(その他の事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務の量その他小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第10号

### 鳥取市教育委員会会議規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

### 鳥取市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「秘密会」を「公開しないこと」に改める。

第17条第3項中「秘密会」を「第14条第1項ただし書の規定により公開しないこととした会」に改める。

第19条中「秘密会の」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### 提案理由

鳥取市教育委員会会議規則に関する所要の整備を行うためである。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	教育総務課

## 議案第10号 鳥取市教育委員会会議規則の一部改正について

鳥取市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正の目的

鳥取市教育委員会会議規則に関する所要の整備を行うことを目的とします。

### 2 改正の内容

- ・第14条第1項中の「秘密会」を「公開しないこと」に改めます。
- ・第17条第3項中の「秘密会」を「第14条第1項ただし書の規定により公開しないこととした会」に改めます。
- ・第19条中「秘密会の」を削除します。

### 3 施行期日

この訓令は、令和2年4月1日から施行することとします。

鳥取市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会告示第14号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会会議規則</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月1日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市教育委員会告示第14号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年3月20日教委規則第2号</p> <p>第1条から第13条まで（略）</p> <p>（傍聴）</p> <p>第14条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により <u>公開しないこと</u> としたときは、この限りでない。</p> <p>2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: right;">（1項…一部改正・旧16条…繰上〔平成27年教委規則2号〕）</p> <p>（その他の運営事項）</p> <p>第15条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p> <p style="text-align: right;">（本条…一部改正・旧17条…繰上〔平成27年教委規則2号〕）</p> <p>第2章 会議録</p>	<p>○鳥取市教育委員会会議規則</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月1日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市教育委員会告示第14号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年3月20日教委規則第2号</p> <p>第1条から第13条まで（略）</p> <p>（傍聴）</p> <p>第14条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により <u>秘密会</u> としたときは、この限りでない。</p> <p>2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: right;">（1項…一部改正・旧16条…繰上〔平成27年教委規則2号〕）</p> <p>（その他の運営事項）</p> <p>第15条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p> <p style="text-align: right;">（本条…一部改正・旧17条…繰上〔平成27年教委規則2号〕）</p> <p>第2章 会議録</p>

(旧 3 章…繰上〔平成 2 7 年教委規則 2 号〕)

(会議録の作成等)

第 1 6 条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。

(見出…全部改正・本条…一部改正・旧 1 8 条…繰上〔平成 2 7 年教委規則 2 号〕)

(会議録の作成)

第 1 7 条 会議録は、教育長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名して、これを作成させる。

2 会議録には、教育長、出席委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

3 第 1 4 条第 1 項ただし書の規定により公開しないこととした会の会議録は、前 2 項に準じて別に作成しなければならない。

(1・2 項…一部改正・3 項…追加・旧 1 9 条…繰上〔平成 2 7 年教委規則 2 号〕)

(記載事項)

第 1 8 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨

(旧 3 章…繰上〔平成 2 7 年教委規則 2 号〕)

(会議録の作成等)

第 1 6 条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。

(見出…全部改正・本条…一部改正・旧 1 8 条…繰上〔平成 2 7 年教委規則 2 号〕)

(会議録の作成)

第 1 7 条 会議録は、教育長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名して、これを作成させる。

2 会議録には、教育長、出席委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

3 秘密会の会議録は、前 2 項に準じて別に作成しなければならない。

(1・2 項…一部改正・3 項…追加・旧 1 9 条…繰上〔平成 2 7 年教委規則 2 号〕)

(記載事項)

第 1 8 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨

- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議及び動議を提出した委員の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項  
(本条…一部改正・旧20条…繰上〔平成27年教委規則2号〕)  
(会議録の公表)

第19条 教育長は、会議録（第17条第3項の\_\_\_\_\_会議録を除く。）を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

第20条から第21条まで（略）

附 則（略）

- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議及び動議を提出した委員の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項  
(本条…一部改正・旧20条…繰上〔平成27年教委規則2号〕)  
(会議録の公表)

第19条 教育長は、会議録（第17条第3項の**秘密会**の会議録を除く。）を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

第20条から第21条まで（略）

附 則（略）

## 報告事項（2）

## 「鳥取市の学校給食の基本構想（案）」について

## 1 目的

これからのよりよい学校給食に取り組む指針となる「鳥取市の学校給食の基本構想」の改訂を行うことを目的とする。

## 2 内容

平成20年に策定した内容や基本的な方向性を踏襲し、内容としては、基本方針を4つに絞り、新たに次の内容を盛り込みました。

## [基本方針]

- 1 安全・安心な学校給食の持続可能な提供
- 2 食育の充実と地産地消の推進
- 3 次世代に負担を残さない学校給食センター設置
- 4 効果的で安定した業務体制の確立

## [新たに盛り込んだ内容]

- ・文部科学省が定める学校給食衛生管理基準への対応
- ・増加傾向にある食物アレルギーのある児童生徒への対応
- ・鳥取市全体の学校給食センターの整備の方向性

## 3 市民政策コメントをふまえ、検討委員会において見直した点

## ・基本方針1《具体的な施策》

- ④：「統一的な献立となるよう整合を図ります。」を「栄養バランスを考慮しながら合理的な物資調達となるように献立を工夫します。」に変更
- ⑤：「調理コスト」を「食材費用等」に変更
- ⑦：「給食費単価の統一を図るよう」を「現在ある違いを解消していくよう」に変更

## ・基本方針2《具体的な施策》

- ⑧：「可能なものは地元産食材を使用し、」を追加
- ⑨：⑨と⑩を統一し、「地元産食材の活用を図るため、安定供給ができる体制を検討し、生産者などの意見を踏まえ、物資調達方法を検討します。」に変更

## ・基本方針3《具体的な施策》

- ①：「統合等に向けた」を「適正な配置に向けた」に変更
- ⑤：「市財政への負担等を考慮し、既存の市有地を前提とし」を「市財政への負担等を軽減するため、既存市有地の活用を優先し」に変更

## 4 今後のスケジュール

令和2年	3月16日	市民政策コメント結果の公表
	3月25日	定例教育委員会
	3月下旬	「鳥取市の学校給食の基本構想」の策定

## 報告事項（3）

3月定例教育委員会 説明資料	
年月日	令和2年3月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課 さじアストロパーク

### さじアストロパーク 出前観察会の開催について

鳥取市内での出前観察会を実施し、宇宙のふしぎを実感していただくとともに、鳥取市さじアストロパークの活動のPRをおこなう。また、令和2年4月から鳥取市さじアストロパークでの天体観察会が予約制の周知をおこなう。

#### 1 月と金星を見よう

半月を過ぎてクレーターが観察しやすくなった月と、宵の明星・金星が明るく輝く様子を多くの方に観察してもらう出前観察会。

日時 令和2年4月2日(木) 19:00~20:00

場所 幸町棒鼻公園（鳥取市幸町75番地）

内容 ・専門職員による春の星空めぐり解説、望遠鏡を使った月と金星の観察  
・スマホを持参された方には、望遠鏡を使った月の撮影体験

協力 鳥取環境大学天文部

参加費 無料

参考資料 1) 金星の近くに「すばる」(プレアデス星団)もあり、空の条件が良ければ観察できる。すばる：肉眼でも観察できる星団で、枕草子にも登場するなど日本古来から注目されている星団。  
2) 金星がすばるの近くを通過：2020年4月2日(木)~5日(日)  
金星(-4.4等)が、星の集まり「すばる」の近くを通過していく。  
当日の日没時刻：18時30分頃。19時30分で金星の地平高度約30度

#### 2 スーパームーンを見よう・写そう

近年注目度の高い「スーパームーン」を多くの方に観察してもらうことにより、宇宙のふしぎを実感していただく出前観察会

日時 令和2年4月8日(水) 18:30~20:00

場所 鳥取市役所7階・展望ロビー（鳥取市幸町71番地）

協力 鳥取天文協会(予定)

参加費 無料

内容 ・専門職員によるスーパームーンの説明、望遠鏡を使った月の観察  
・スマホを持参された方には、望遠鏡を使った撮影体験

参考資料 2020年で一番地球に近い満月：4月8日(水)11時35分 距離35万7030km  
鳥取市内での月の出は18時40分頃。真東やや南寄り。  
19時12分で、地平高度約5度。20時で地平高度約15度  
一番遠い満月は、10月30日(金) 20時の距離40万6400km